

午前10時04分

○委員長（小山 直子）

- ・ 欠席委員連絡（能登谷委員）
- 

午前10時04分開議

○委員長（小山 直子）

- ・ 開会宣告
  - ・ 議題の確認
- 

1 閉会中継続審査事件

- (1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

陳情第23号 函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項、第2項、第3項、第4項、第5項第1号・第2号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 陳情第9号と第23号については、先日、陳情事項について比較した表を配付させていただいたので、確認いただいたことと思う。
- ・ 各件について何か発言あるか。（なし）
- ・ 各陳情について結論を出せるか各会派の意見を伺いたいと思う。なお、継続の場合は継続の理由もお願いする。

○吉田 崇仁委員

- ・ 陳情第9号と第23号一括ということで。前回もお話があったが、市としても相当な財源がかかるということで、うちとしてもバツになる。

○委員長（小山 直子）

- ・ 陳情については結論を出せるということか。

○吉田 崇仁委員

- ・ はい。

○福島 恭二委員

- ・ 陳情第9号と第23号か。

○委員長（小山 直子）

- ・ 同一の文章があるものだから。
- ・ それでは、少し混乱してきたので整理する。先日配った資料について説明させていただく。
- ・ 資料説明：陳情23号と陳情第9号の陳情事項について（平成25年2月13日付 議会事務局調製）
- ・ それでは、改めて結論を出せるかどうか意見を伺いたい。

○吉田 崇仁委員

- ・ 陳情第23号、陳情第9号も保育料を値下げしていただきたい、同じような文面、私どもも前回3月12日不採択と結論が出ているので、これは財源的に持続可能なサービスができるかという問題もあり、これは不採択で。次の2項は・・・

○委員長（小山 直子）

- ・ 細かいことは後ほど1項目ずつ聞くので、そうすると結論を出す部分、それから、継続を主張する部分もあるか。

○吉田 崇仁委員

- ・ ある。この陳情第23号第2項になる。子ども医療助成の部分。それから、第3項の部分は、新しい部分なので、できれば継続でお願いしたい。それと、第4項も民営化の推進によって、公立保育園をなくさないでいただきたいということを尊重して、もう少しこれも検討してみたいということで、継続である。第5項はやはり財源の問題も絡んでくるので、前回も不採択にしており、その流れは変わっていないので、そういうふうにしたいと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 学童保育の部分について・・・

○本間 勝美委員

- ・ この陳情第23号と第9号の陳情項目比較表は、陳情第9号は前回不採択となった部分についてのみ載っていて、今議論するのは学童保育の部分なので、きっと皆さん混乱してしまう可能性もあるので、説明があったほうがいいのではないかと。陳情第9号の第1項第1号・第2号・第3号がまだ残っている部分である。

○委員長（小山 直子）

- ・ 失礼した。陳情第9号第1項第1号・第2号・第3号のところを聞く必要があった。

○福島 恭二委員

- ・ 陳情第23号と第9号は似たようなものなただけども、第9号についてはほとんど賛否をとって、本会議で不採択になったでしょ。

○委員長（小山 直子）

- ・ 学童保育については、前回子ども未来部から国で今指針というか、そういうものが出てくるという説明を委員会として聞いたところである。その中で市として単独でこのような軽減策を、減免制度を設けられるか、あるいは指導員を複数配置できるのかっていう、そこのところを求められているということになる。

○佐々木 信夫委員

- ・ 陳情第9号第1項第1号・第2号・第3号だけ聞けばいいのではないかと。

○委員長（小山 直子）

- ・ また、もとに戻って陳情第9号第1項のところ、学童保育所に関しての部分聞くことにする。（「休憩してはどうか」の声あり）
- ・ それでは、整理をするために10時30分をめに休憩する。

午前10時17分休憩

---

---

午前10時40分再開

(1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

○委員長（小山 直子）

- ・ 再開宣告
- ・ 議題宣告
- ・ 審査処理結果一覧の順番に各会派に陳情の結論を出せるか、継続かを伺う。
- ・ まず、陳情第9号について伺う。

○吉田 崇仁委員

- ・ 今、国で子育て支援を充実しようという動きがある。市としてもそれを十分見きわめる必要があるのではないかとということで、第1項第1号から第3号まで全て継続でお願いしたいと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも改めて前回の記録をひもといてみたら、今市政クラブさんが言われたようにこれらについては国の動きもあり、標準モデル案が出てから判断をしたいということで継続にしてきた経過がある。引き続き経過を見たいと思うので、継続にしていききたいと思う。

○池亀 睦子委員

- ・ 考え方は同じである。補正予算の中に幼保一体改革、既に盛り込まれているので、補正予算通過後にまたいろいろ変化していくことが予測されるので、今は継続として判断したい。

○佐々木 信夫委員

- ・ うちも継続だが、きのうも参議院、衆議院の予算委員会でも議論されているので、国の動向を見ながら結論を出す必要があるということで、継続でお願いする。

○本間 勝美委員

- ・ 政権が変わり、今補正予算も含めて国会でも議論中なので、その辺を見きわめてからでも遅くはないと思うので、継続でお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、陳情第9号第1項第1号・第2号・第3号については、次回以降引き続き審査していく扱いとする。
- ・ それでは、本件はこれで終わる。

---

(2) 陳情第20号 医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情第1項、第2項、第3項

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、前回委員会において、保健福祉部と陳情者との2回の懇談により、対応できること、できないことが明らかになることから、本日の委員会でそれらを踏まえ審査することを確認して

いた。そこで、本日は懇談の内容等について、担当部局より説明を受けたいと思う。

- ・ 保健福祉部の出席を求める。

(保健福祉部 入室)

○委員長 (小山 直子)

- ・ それでは、陳情者との懇談の内容等について、説明をお願いします。

○保健福祉部長 (川越 英雄)

- ・ 資料説明：陳情項目と市の考え方について (平成25年2月20日付 保健福祉部調製)
- ・ 懇談では、市の考え方をお示しした中で、内容について全て解決をしたということにはなっていないが、市の考え方に理解を示していただいたものと感じている。特に、窓口の一本化に関しては喜んでいただけたので、陳情は有志の会の方々ということではいただいているが、この新しい体制については、今後、医療ソーシャルワーカー全体にこうした対応について周知を進めていきたいと思う。また、この陳情された方々からは、新しい連絡体制の検証やさらに親族調査に時間を要する場合の遺体を安置する場所の確保の具体的な手法等についてもあるので、今後も意見交換の場を設けてほしいとの話があった。市としても、今後もコミュニケーションを図りながら対応をしていきたいと考えている。

○委員長 (小山 直子)

- ・ ただいまの説明に対し、何か発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 亡くなって、兄弟などがいるのだが、遺体を引き取らないという事例がテレビで放送されていた。市内において、親族がいて遺体を拒否する事例は結構あるのか。

○保健福祉部地域福祉課長 (佐賀井 学)

- ・ そういった事例が全て市に届いているわけではないので、市の中でどのくらいあるか具体的な件数は把握していないところであるが、過去3年間で、聞いた例では5、6件はあったと思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ その場合、先ほどの説明では業者が2、3日は安置してくれるということだが、なかなか引き取り手がない場合にすぐには解決できないという可能性もある。そうした場合はどうなるのか。

○保健福祉部地域福祉課長 (佐賀井 学)

- ・ どうしても引き取り手がないという状況が生じたときには、葬祭を執行する人間がないという判断の中で、墓地埋葬法を適用して、火葬、葬祭をするというふうに考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 親族調査については、なかなか法的根拠がないということで函館市としては全てに対応できないという話だったと思うが、どうか。

○保健福祉部長 (川越 英雄)

- ・ 全てに対応できないということではなくて、全てのケースには対応できないということである。成年後見制度などが活用できる法的な根拠があれば、当然それに基づいて調査をしていきたいと考えている。

○本間 勝美委員

- ・ いろいろなケースがあると思うが、これから函館市は高齢化が進み、毎年孤立死のような形で発見されるケースも出てきているので、函館市は恐らく全国に先駆けてこういう問題が出てきていると思う。国に対してもこういった事例があると伝えていただきたいと思う。法改正でなくても、部長通達などというものがあれば、現場サイドではやりやすくなると思う。法改正となるとなかなか大変である。函館市の状況を国に伝えていただきたいと思うが、いかがか。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ 高齢化が進んできている状況の中で、どの自治体でも共通した課題だと考えているので、こうした内容については、自治体間の情報交換も含めて今後の対応を検討していきたい。

○本間 勝美委員

- ・ 1、2親等の範囲について教えていただきたい。

○保健福祉部生活支援第1課長（小松 浩）

- ・ 血族であって、親、子、兄弟。それと配偶者が含まれる。

○佐古 一夫委員

- ・ 墓理法で対応するという言葉が出てきているが、簡単にいうとどのような対応になるのか。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）

- ・ 墓地埋葬法では、葬祭をする人間がいない場合には市町村がその遺体を引き取ると規定されている。その判断は、親族になかなか引き取ってもらえない場合や友人、管理者などで葬祭をする人間がいないと判断した場合に市がその遺体を引き取って、火葬、葬祭をするという方法である。

○佐古 一夫委員

- ・ 患者が病院で生きている場合、手術や輸血など同意がいるはずである。この陳情に書かれている身元調査は、そういうケースのことなのか。緊急性のあるケースと入院が長期化して身元がわかりづらいうからそれも調べてくれとか、ケースは分かれると思う。ソーシャルワーカーさんがおっしゃっているのは両方なのか。

○保健福祉部地域福祉課長（佐賀井 学）

- ・ 懇談をした中ではさまざまなケースがある。委員がおっしゃった2つのケースも含まれると思う。

○佐古 一夫委員

- ・ 病院で手術や輸血する場合に親族の同意がいるというのは、医療法に根拠があるのか。

○保健福祉部長（川越 英雄）

- ・ 医療法に基づいた対応である。

○佐古 一夫委員

- ・ わかった。そういう法的な根拠があって、行政のお手伝いもいただきたいということであるから、そうであるならばできるだけ対応してほしい。ただ、法的な根拠がない中で実務的にお願いしたいということであれば、やはり個人情報等の関係もあるので。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ それでは、理事者は退室願う。

(保健福祉部 退室)

○委員長（小山 直子）

- ・ 本件について各委員から発言あるか。

○福島 恭二委員

・ 今説明を受けたように当たり前のことだと私は思っている。何でこのような陳情が出てこなければならぬのかと。埋葬しなければならないことは、当たり前のことで、人間社会の常識の範囲の問題だと思う。しかし、常識が常識じゃない社会にもなっているから、こういう問題にもなるのかなと残念だが、説明を受けたように何らかの方法できちんと整理しなければだめなことである。だから、あえて陳情を採択したという形にするべきなのかどうか。しかも、陳情が提出されて以降、きょうまで時間がかかったということ自体もちょっと解せないと思うが、しかし何らかの形で解決できるという状況になったので、我々としてあえて陳情を採択するというでいいのだろうかと思う。役所と話し合いをして思いがきちんと伝わって、解決できるようになったので、取り下げますということのほうがいいのではないだろうか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 陳情者の代表の方とはそういう話もさせていただいた。しかし、代表の方は法的根拠がなくてバツになるという部分について、そういう説明をつけながらマル、バツをつけていただくということをお願いするということだった。

○福島 恭二委員

・ 何らかの形で対応すると言っているのだから、バツをつける理由はないと思う。それぞれ項目ごとに整理されたわけだから。役所として窓口をどこにするのかということが、定まっていなかったこと自体が問題である。あえてそれを決めなくても、生活保護なら保護課に来れば、そこで全部対応するというにしておけば、何ら問題はなかったはずである。それをたらい回ししようとするから、こういう問題が出てくるのであって、行政の怠慢というか、そういう点がなきにしもあらずだと思う。だから、こういったことをわざわざ陳情に上げてこなければ解決できないということ自体も問題あるなど思っている。今説明を聞いた段階では解決できそうだから、お互いに要望した結果、解決できたと整理したほうがいいのではないかと思うのだが。

○委員長（小山 直子）

- ・ 一番の課題は、窓口が一本化されていなかったということと、そのために1つ1つの事例で窓口対応が違ってしまっていたということである。ソーシャルワーカーの皆さんは苦勞をされたということで、この陳情になったということである。

○浜野 幸子委員

・ 私はソーシャルワーカーではないが、たまたまこのような事例を自分で受けて行政の窓口を通して対応したが、窓口はきちんとこれにのっとってやっていただいたという経験者である。きょう話をしてわかったと、理解したというのであれば、ここで改めてマル、バツをする何ものもないと思って聞いていた。ただ、言えることは病院が生活保護の人が亡くなると、安置する霊安室から3時間以内に連れて帰ってほしいとか、そういう厳しいことはあったが、それも行政はきちんと対応して、そうい

う場所も探してくれたし、何をこの人方が言っているのかとそういう気持ちで私は聞いていた。

○本間 勝美委員

- ・ ソーシャルワーカーという仕事をしてきた人間としては、通常通院している患者さんであれば、カルテにもたくさん情報が入っているが、今回陳情が上がってきた方々の多くの病院は救急指定病院になっていて、何も情報のない方が運ばれてくることが多いと思う。いろいろなつながりも書いていると思うが、そういう当番医に救急車で運ばれてくる人の中に全く情報のない方が多い。今まではそんなに困ったケースはなかったと思うが、そういったケースがたくさん出てきたということで、今回の陳情になったと思う。今回、相当行政も動いてくれて、相当整理されたのではないかなと思う。もし、マル、バツにふさわしくないということであれば、もう1度陳情者に対して委員会の総意ということで、どうでしょうかということでお返しすることは可能なのか。今回この委員会を開いて理事者からいろいろな整理された回答が出てきており、またこういう意見を言う機会もあったので、非常によかったのではないかなと思う。こういう場ができたということだけでも、かなり前進したのではないかなと思うので、今の議論の結果を委員会の総意として再度陳情者に投げかけるということもあっていいのではないかな。

○浜野 幸子委員

- ・ 反論ではないが、救急であろうと必ずその地域には民生委員がいる。必ず民生委員は一人暮らしであるか、どういう生活をしているか把握しており、そのために民生委員が各地域にいてやっているの、ソーシャルワーカーよりはその方の生活環境は知っているのではないかと私は思う。

○佐々木 信夫委員

- ・ この陳情が出てきたときに何でこんな陳情が出るのかなと思った。今まではそういう話し合いもなく、市の対応も恐らく悪かったと思う。この陳情が出たことによって、一石投じたわけである。何回か話し合いをすることによって、課もうまくつながるようになったし、そういう意味において本間委員が言われるように委員長が委員会としてこういう意見がありますよと、その辺話し合って、陳情の取り下げと言え言葉があれば、そうして解決できる陳情だと思うが。

○吉田 崇仁委員

- ・ 私が聞いた話では、陳情者と行政は十分話し合ったと、それで今まで課題になっていた窓口が一本化されたということもある。ただ、法律でできるものとできないものが中には入っている。陳情者の方はどうあっても取り下げるといってなくて、採択していただきたいと、できるできない別にしてもという話は聞いていた。ただ、行政としてはできるものはできるということで、市としては十分話し合ったそうである。しかし、法律に基づいているので、できないものはできないということで話をしたということであるから、陳情者が採択してくださいと言うなら、やぶさかではないと感じる。

○福島 恭二委員

- ・ 陳情する権利はあり、やむにやまれず陳情したのであるから、尊重はしたいと思うが、願わくば行政がこういう陳情が出なければ検討されなかったということとあわせて、あえて我々のことを言うと、議会としてもそういう声がたくさん出ていたということを知りていなかったということもあるものだから、議論をしていなかったという経過はあるが、いずれにしてもこういう陳情を出したと。

出した結果として、やはり行政としては当然こうして法的に対応できるもの、できないものがあると言うけれども、こういう状態の時にやはり情報を探り当てて所在を明確にさせるとか、身分をはっきりさせるといったようなことをやって、最終的に埋葬するというようなこともきちんとしなければならない、その義務は行政にあるはずである。だから、そういうことを考えると、こういう事例が出てきた場合、最後まで解決しなければならない。そういう道筋は、これで明確にできたと思う。そういう意味では委員長が言うように、確かに言ったけれども、何とか採択してくれよと言ったとすれば、こちらは吉田委員が言うように全部マルだと、採択だというような形で整理をするのはやぶさかでないと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ いろいろな意見は出たが、それでは一旦継続にして、もう一度きょうの委員会の議論なども踏まえて陳情者と対応してみたら、次回結論を出す形でよろしいか。（異議なし）
- ・ その中で、例えば1項の中で2つの陳情事項が入っており、成年後見人制度のほうはできますよと市が言っているが、法的な根拠がない部分では対応できない部分もあるというものがあったりして、項目ごとにマルバツつけるのも難しいという部分もあるので、その辺りのことについてもちょっと相談する機会をいただくということによろしいか。

○池亀 睦子委員

- ・ 陳情者の思いというのは簡単に取り下げられることではないと思う。みんなで話し合っって話し合っってこういう陳情を上げてきていると思うので、市がいろいろ改善してくれた、対応してくれたということで、じゃあ取り下げますということにはならないのではないのかなと思う。一度委員長に預けるが、判断はしていかなければならないのかなと。市で項目を整理してきたが、陳情そのものは意味が深く、文章が羅列してあるので、なかなか判断を分けてしていくのは難しいのかなということはある。

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは皆さん継続ということによろしいか。（異議なし）

○佐古 一夫委員

- ・ 継続の間に委員長が先方と連絡をとるということで。

○委員長（小山 直子）

- ・ はい。
- ・ それでは、本件はこれで終わる。

---

(3) 陳情第22号 福島第一原発事故による放射能の影響を恐れて福島県からの避難者に関する「福島子ども安心基金」創設の陳情

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について、各委員から発言あるか。

○本間 勝美委員



- ・ 私もこの間いろいろ調べてみたが、基金をつくるためには法的な部分が絡んでくる。現在、全国的にどういふ状況なのかということ調べてみたが、札幌市や埼玉県の川越市など、県レベルや市町村レベルで実際に基金条例を制定し、基金をつくっている自治体が全国的に結構あるということがわかった。今、函館市は、大間原発の裁判も市がやるということになってくると多額の費用がかかるので、これから議論すると思うが、それとあわせて基金の条例を具体的につくっていかなければならないのかなと考えている。川越市東日本大震災被災者等支援基金、徳島県大規模災害被災者等支援基金、札幌市東日本大震災被災者支援基金などという名称の基金が既につくられていて、市民に募金を呼びかけているということがあるので、函館市も早急に大間原発の裁判の部分も含めて、こういった基金を創設していかなければならないのかなと考えている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言ないか。（なし）
- ・ 本陳情について結論を出せるかどうか、各会派の意見を伺う。

○吉田 崇仁委員

- ・ 福島県からの避難者に関する、子供に関する配慮というか、そういった国の動きが今見えてきている。もう少し国の動きを見てみたいというのがうちの会派の考えである。もう少し継続して、国がどういふ動きでどう子供の施策に配分してくれるか、予算委員会にも出ていたので、もうちょっと状況を見たいと感じている。

○福島 恭二委員

- ・ ほぼ市政クラブさんと同様だが、今本間委員が言われたように他都市でも基金が創設されているということだから、それらも資料としていただければ、検討、研究してみたいと思う。ともあれ、復興状況を聞くと、除染しても除染した後の処理の問題などもまだはっきりしていないということだし、復興するにしても、山のほうにまちづくりをと言っているのだけれども、用地のさまざまな法的な問題もあって、簡単にまちづくりができない状況のようである。我々の見えない本当に初歩的なことだと思うが、それがまだ定まっていないような、だからやれやれと言っても、なかなか簡単にいかないような状況が続いている。そのようなことが続いているものだから、避難も長期化するのではないかなと思うときにこういった基金もやはり必要になってくるのかなという感じもするので、もう少し我々としては検討してみたいと思う。継続でお願いしたい。

○池亀 睦子委員

- ・ 公明党としても話し合いをしたが、函館市として、1自治体としての基金の創設というのはなかなか判断が難しいのかなと。例えば、NPO法人等を立ち上げて、そういう枠組みをつくって基金を創設していくという方法もある。東電の責任問題はまだまだ終わっていないので、また自公政権になってから急ピッチでさまざま手を打たれているという状況もあるので、なかなか判断が今のところ難しいのかなという、いろいろ意見も会派で出たが、皆さんにあわせて継続という形でお願いしたい。

○佐々木 信夫委員

- ・ 陳情の願意は、福島県からの避難者に関するということで、福島という固有名詞が出て、限定されている。単体の自治体でどうなのかと思う。やはり、あくまでも国なり東電が責任を持つべき事項で

ある。皆さん調査するという事なので、その辺もう1回調査してから結論を出したいと思う。

○本間 勝美委員

・ 先ほど述べたように全国的には自治体レベルで支援基金というものが条例化されて、実際に始まっている。自主避難者と呼ばれる方も含めて200名前後が、函館市で暮らしているが、まもなく2年が経ち、2つかまど、あるいは3つかまどというのか、そういう形で家族がばらばらになっていて、本当に経済的に大変だという声を私も聞いている。継続はいいと思うが、本当に急ぐ問題でもあるのかなと思うので、他都市の事例も調査をして、スピード感を持って取り組む課題であると思う。札幌の場合は、もともとあった条例の中に東日本大震災と福島原発事故の被災者向けのものを上乗せする形で基金ということになったと思う。函館市ではそういうものが全くない中でスタートになるが、引き続きスピード感を持ちながら委員会でも議論をしていけたらと思っているので、ひとまず継続ということでお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、本件については次回以降引き続き審査していく扱いとする。
- ・ 他都市の事例については、事務局に調査させることとする。
- ・ それでは、本件はこれで終わる。

---

(4) 陳情第23号 函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項、第2項、第3項、第4項、第5項第1号・第2号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本陳情について結論を出せるかどうか、各会派の意見を伺う。

○吉田 崇仁委員

・ 第1項と第5項第1号・第2号の内容は、昨年3月12日に採決している。これは前回と同じく現状では変わることができない。だから、バツということでお願いする。第2項、第3項、第4項は、国の保育に対する考え方も変わってきているので、継続でもう少し見きわめたい。

○福島 恭二委員

・ 私どもも市政クラブさんと同様に第1項と第5項第1号・第2号はバツということで、第2項、第3項、第4項については継続ということでお願いする。

○池亀 睦子委員

・ 同じで、第2項、第3項、第4項が継続で。国の補正予算に4月から保育士の処遇改善を進めるために給与月額8,000円から1万円程度の引き上げということで盛り込まれている。幼保一体改革などさまざま変化している状況なので、この3つについては継続し、あとはバツでお願いする。

○佐々木 信夫委員

・ 第1項、第5項第1号・第2号は、前回結果が出ている経過があるので、それは前回どおりということでバツで、第2項、第3項、第4項に関しては、先ほど来議論が出ているように国会の審議があるということで継続でお願いしたい。

○本間 勝美委員

- ・ 政権が変わった。今、自公政権のもと国会で大型の補正予算が議論されているが、どちらかという  
と公共事業にシフトしたような補正の中身になっていると思う。函館市の平成25年度の予算の中でも  
超大型の補正が含まれているが、枠組みとしては元金交付金ということで、公共事業しか使えないと  
いうことになっている。そうであれば函館市で公共事業を行う分を今回補正できる。その浮いた分で、  
できる限り民生費というか、保育料を値下げできる分を捻出することができると思う。函館市の場合、  
人口がどんどん減っている。特に子育て世帯でマイホームを求めて、北斗市や七飯町に出て行く方も  
結構いる。私の周りにも北斗市に移った方がいる。子育てをする環境として函館市はどうかかなと  
考えたときに、損して後からもととれということではないが、人口を函館市に定着させる、子育ての  
世帯を定着させることによって、税金が入ってくる。家を建てるとう固定資産税も入るだろうし、市民  
税も入るということで、全体的なものを見ながら大胆な戦略的な施策ができるのではないかと  
思っている。この陳情の第1項については私たちとしてはマルである。第2項についてもやはり同じよ  
うな考え方でマルである。第3項については、今池亀委員が言ったように新聞でも取り上げられてい  
るが処遇改善がなされる予定になっているので、この部分については少し国の動きも見ながらとい  
うことで、私たちも継続ということをお願いしたい。第4項については、今、旧函館市内では公立保育  
園から民営化という流れができています。今回はちょっと中身が違う。公立保育園をなくさないでい  
ただきたいということなので、東部4支所管内ということも含めての考え方なのかというように私は  
思っている。ここはまだ議論がされなければならないということで、私たちはマルだが、継続と  
いうことをお願いしたい。第5項第1号・第2号については、冒頭言った考え方に基づきやはり函館  
市の子育てのビジョンというか、保育士さん、お父さん、お母さんも含めて、本当に子育てをしやす  
いまちをつくっていくという意味では、大胆な発想で予算を通していくということが必要かなと思  
うので、日本共産党としてはマルということをお願いする。

○委員長（小山 直子）

- ・ 第2項については、継続の会派が多いようだが、共産党さんどうか。

○本間 勝美委員

- ・ 皆さんにあわせて、私たちも継続で。

○委員長（小山 直子）

- ・ 一通り聞いたので、私から各会派の採決態度を確認する。第1項については、市政クラブ、民主・  
市民ネット、公明党、市民クラブはバツ、日本共産党がマル。第2項、第3項、第4項については、  
皆さん継続。第5項第1号・第2号については、市政クラブ、民主・市民ネット、公明党、市民クラ  
ブの4会派はバツ、日本共産党がマルである。
- ・ 何か発言あるか。（なし）
- ・ それでは、協議を終了する。
- ・ ここで、事務調整のため11時50分をめぐりに休憩する。

午前11時44分休憩

午前11時52分再開

○委員長（小山 直子）

- ・ 再開宣告
  - ・ これより陳情第23号函館の保育、子育て支援の充実を求める陳情を採決する。それでは、第1項、第5項第1号及び第5項第2号を一括して採決する。
  - ・ 各件は採択することに異議ないか。（「異議なし」、「異議あり」の声あり）
  - ・ 異議があるので、起立により採決する。各件を採択することに賛成の委員は御起立願う。（起立少数）
  - ・ 起立少数である。したがって、各件は不採択と決定した。
  - ・ 委員長の報告文については、委員長に一任願う。これに異議ないか。（異議なし）
  - ・ 閉会中継続審査事件を終わる。
- 

2 閉会中継続調査事件

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進について

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
  - ・ 本件については、前回の委員会でこれまでの調査を踏まえ、まとめに向けた協議を行っていくことを確認していた。そこで、本日正副でとりまとめた資料を皆さんに配付させていただく。  
(事務局資料配付)
  - ・ 資料説明：「犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進について」にかかわる各委員からの意見、まとめ（案）（平成25年2月20日付 正副委員長調製）
  - ・ 各委員から何か発言あるか。（なし）
  - ・ それでは、本件については配付のとおりとりまとめることを確認する。なお、理事者には委員会を代表して正副委員長が手交したいと思うがよろしいか。（異議なし）
  - ・ それでは、本件については調査を終了する。
  - ・ 閉会中に委員会が行った調査については、次の定例会で報告することとなるが、委員長の報告文については委員長に一任願いたいと思う。これに異議あるか。（異議なし）
  - ・ 閉会中継続調査事件を終わる。
- 

3 その他

○委員長（小山 直子）

- ・ 次に、3のその他であるが、まず、私から1点、調査事件「産業廃棄物処理施設設置計画について」にかかわり、当委員会が要求していた資料について報告する。
- ・ この資料については、昨年12月開催の当委員会において、産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係者からの意見書を委員会資料として提出するよう求めたものである。理事者からは、公開することが可能であれば、資料として提出する旨答弁があったが、検討した結果、当該意見書については、

「審議、検討等に関する情報であって、公開することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがある」との理由により、資料として提出することができない旨の報告があった。ただし、審査終了後には意見書の内容と市の見解をホームページで公開することとしているとのことであった。

- ・ 当委員会としては、要求した資料を踏まえて調査をすることとしていたところなので、改めて、本件調査の進め方について、各委員から意見をいただきたい。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 議会として、いずれは調査終了という時期が来ると思うが、それはいつ頃というのか、そういうことをするつもりなのかどうか。この種の調査は議会としても、一定程度資料なり要件がそろえば、それ以上深入りできないという部分があるのではないかと思う。だから、これで納得するかどうかということもあるが、出された資料などを検討している以上、さらにそれを深めるということが我々に可能なのかどうか。これまで出てきた資料を見る限りでは、基準に合致しているということもあるし、半径500メートル以内の住民の対策も、やる必要のない地域でもあるということなどもあって、しかし住民から声が出ているから、それを聞けるだけ聞こうということであって、それこそ法的なことからいけば全てクリアしているのではないかなという感じもする。だから、今の説明では資料が出されると、それで不利益があるとか、利益とする者が出てくる可能性もあるというのは当然のことだと思う。そんなことを考えれば、長引けば長引くほど、反対の立場であれば、心配事はたくさんあるから、何でも出してくるわけである。それを全てクリアしなければ許可できないというか、調査が終わらないということになってしまうとどうなのかなという感じもするので、もうそろそろ時期ではないのかなという感じはするが、どうするのか。そういうことを思っていた。

#### ○委員長（小山 直子）

- ・ 許認可にかかわっては、委員会としてはできないことになるので、あとは各委員からさらに調査をする必要がある部分が出てきた場合には継続調査になる。専門委員会でもいろいろ出てきている意見については審議をしている最中なので、それを進めながら淡々と市としては進んでいくのかなというふうには思っている。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 議会としても無責任なことを言えないと思う。産業活動が行われている以上は廃棄物が出るわけであり、基本的には自分のところで出したごみは自分のところで処理するということが建前だと思うので、そういう前提で函館市にないものをつくらうかということだから、これは大いに結構なことだと思う。それについて、より安全に法に基づいた施しがされているのか、設置がされているところなのかということをお我々も点検しながらも、この種の施設は稼動してみなければ、被害を及ぼすのかどうか分からないわけである。だから、前段で十分なチェックをしながら稼動をさせるというか、稼動まで持ち込むというようなことでしかないと思う。その結果、不備な点があれば、これは直ちに中止をさせるとか、改善させるとかということは法的に出てくるわけだから、そういう担保をされていると思う限りにおいては、もうそろそろこの調査を終了せざるを得ないのではないかというふうには思っている。だから、皆さんどうするのか納得の上で終了するのが建前だからいいのだが、私はそろそ

ろという感じはしているので、委員長の見解を伺っておきたいと思った。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。

○本間 勝美委員

・ 前回の委員会で私が資料要求し、委員会としての資料要求となったと思うが、法律上議員がそういった資料要求はできないこととなっており、議会の議決により資料をいただけるという形になっていると思う。第1回専門委員会が10月29日に行われていて、ホームページ上でその議事録が公開されている。前回の委員会の直後に第2回目の専門委員会が行われている。あれから2カ月が経つが、一向に2回目の専門委員会の会議録が公表されていない。1回目の専門委員会の会議録を読むとかなりいろいろなところで委員が指摘をしている。その指摘されたことについて、2回目の専門委員会ですらやりとりがあるのかということに私は注目しているが、いまだ公開されていないということで、もしきょうまでに公開されていれば、きょうの委員会でいろいろな議論もできたと思う。資料が先ほど委員長が言ったような理由で公開できないということだが、やはり市民にとっては将来禍根を残す可能性もあるということで、多くの方が疑問に思っている点もたくさんあると思う。それで、福島委員から調査を今後継続するのかという話もあった。やはり、私もこの間個人質問等を行っているが、実際四国の松山市では管理型の産廃の処分場が事故を起こして本当に大変な状況になっている。1億数千万円も市が当面負担しなければならない状況になっていることを考えると、やはり議会としても引き続き調査を行っていかねばならないのかなと思う。市民のそういった声が地域的には上がってきているので、ここで調査をやめたら本当に市民から議会は何をやっているんだというふうに思われかねないのではないかなと思う。継続してどこまでという期限はなかなか見えないと思うが、引き続き継続して調査を行ってほしいなと私としては思っている。

○福島 恭二委員

・ 委員長が言われたように許可問題であり、議会が許可するとかしないとかという権限はない。したがって、出されてきている書類に不備がないのかあるのか、基準に合致しているのかどうか、そういった点を我々が調査研究するという事しかない。この間、本体の問題ではなくて、本体に至る運搬の問題等が特に議論になっている。本体そのものの議論というのは少なく、そこに至る道路の問題を含めて運搬の問題が危惧されているということだが、解決は簡単とは言わないけれど、お金と度量の問題であり、解決はできると思う。今改めて本間委員から本体そのものような話もあったが、これは原発の問題と同じで専門家の見解がそれぞれあるのだから、なかなか大変だなと。いずれにしても、一定の時期にはここで終了ということも宣言せざるを得ないのではないかなと思ったりもするものだから、それは正副の判断に任せるが、私はそういうことを思っている。

○本間 勝美委員

・ 一番問題になっているのは、やはり立地場所である。多くの方からもいろいろな疑問が出されてきているのが、土地の形状である。地質の問題だとかということ、果たしてそこを山を切り崩してそういう不安定な場所につくっていいのか。地下水も流れているということなので、今は全国的にも地滑りなどを含めて大きな災害が起きている中で、果たしてその場所がふさわしいのかどうかという

ころもきつと議論になっている。専門委員の方々は、函館高専とリスクマネジメントの未来大学の先生を除けば、函館市以外の人である。実際にその場所を本当にわかっているのか。地元の市民の意見を直接聞いているのかということも含めて、やはり議会として発信していくということも必要ではないのかなと思う。ただペーパーだけを見て、基準に合致しているからということ、それだけで通ってしまうということではなくて、しっかりと現場、その土地にも足を運び、地元の市民の意見も聞いた上で、最終的に基準に合致しているのであれば、そういう施設をゴーサインというか、そういう形にしていくべきだというふうに私は思っている。それまでの間の合意形成というか、そういう意味では議会の役割は、委員会で調査をしていくという役割は、十分にあるのではないかなというふうに思っている。

#### ○佐古 一夫委員

- ・ 市民の意見書を事前に専門委員会に諮る前に我々委員会に公表するというのは、確かにやっぱり順序がおかしいのではないかなと思う。後でその委員会での検討内容はホームページで公表されるということもあるから、それはそれでできるといいと思う。事前にどうしても今見せろということにはきつとならないのかなと私は思う。ただ、もう1つ先ほど本間さんがおっしゃった専門委員会の結論というか、検討内容が2回目以降出てこなくなったというのは、非常にさまざまな問題が専門委員会で指摘を受けて、それに対して事業者がまだ回答をしきれていないと、あるいは調査がまだ完全に終わっていないという状況があるらしいというふうに聞いている。だから、我々委員会とすれば、ひとつのめどは付託を受けている専門委員会がこの事業に対する考え方についてある程度方向性が出てきた時点で、私ども委員会としても幕を閉じるというか、その先の許認可は我々もちろん関われるものではないから。ただ、今時点でまだそういう問題がたくさんあって、回答しきれていないときに調査をやめるとするか、我々は果たして専門委員会の、あるいは事業者のそれら疑問に対する回答がどのようになるんだろうかと、あるいはそこにどういう問題点があるんだろうかということについては、もう少し注視していく必要があるのではないかなと思う。だから、私は個人的には、その専門委員会の結論というか、それを見定めた時が我々が検討を終わる時かなというふうに思っている。私個人の意見だが。

#### ○委員長（小山 直子）

- ・ それでは、さまざまな意見があるが、委員会としてはもう少し調査することもあるのではないかなということで、継続して調査していくということでもよろしいか。（異議なし）
- ・ ある一定の時期になったら、委員会としても結論は出しながら調査を終了していくという、そのところは考えていきたいと思う。
- ・ 他に発言ないか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後0時17分散会